雨水浸透施設設置助成金の手続きの流れ

申請者

★ 助成金の交付を受けるためには、工事を契約する前に、次の書類を市に提出し、助成金の交付決定を受ける必要があります。
① 雨水浸透施設設置助成金交付申込書
② 案内図
③ 雨水浸透施設配置図
④ 雨水浸透施設構造図
⑤ 工事見積書
⑥ 市税の納税状況に関する調査の同意書
⑦ その他市長が必要と認める書類

※なお、交付申込書から工事完了届までの手続きについては、「委任状」により指定工事店で行なうことができます。

申請書提出
5月1日～

提 出

清瀬市

審 査

受 理

雨水浸透施設設置助成金交付決定通知書

送 付

受 領

工事発注

★ 工事が完了したときは、次の書類を速やかに提出してください。
① 雨水浸透施設設置工事完了届
② 竣工図
③ 工事写真（施工前・施工中・施工後）
④ 工事費の領収書及び内訳書の写し
⑤ その他市長が必要と認める書類

完了届提出
1月31日まで

提 出

審 査

受 理

雨水浸透施設設置助成金額確定通知書

送 付

受 領

請求手続

※助成金の請求については、銀行口座等の個人情報を記載していただくため、代理人による手続きはできません。

★ 助成金の請求は、次の書類を提出してください。
① 助成金請求書
② 口座振込依頼申請書（債権者登録用）

提 出

審 査

受 理

助成金の交付
（指定された金融機関の口座へ振込み）

振 込

受 領